

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

↳ 超過物納

Q : 父が死亡し、物納により相続税を納付することにしたのですが、物納申請税額に見合う適当な価額の土地がありません。そこで、物納申請税額を超える土地の物納を考えていますが、この場合の取扱いはどうなりますか。

A : 超過物納が認められた場合、超過分については、過誤納金として金銭で還付されます。また、過誤納金は、譲渡所得として課税されることになります。

【解説】

物納申請税額を超える価額の財産による物納（いわゆる超過物納）は、原則として認められませんが、他に物納に充てるべき財産がなく、かつ、その財産を物納する以外には納付が困難と認められる場合には、その財産による物納が認められています。

物納申請財産が分割できる財産である場合は、物納申請税額に見合うよう分割できるかどうかの検討が必要です。

この場合、物納申請税額に見合うように財産を分割するとすれば、分割後の物納申請財産について、不整形地や単独利用困難地など管理又は処分するのに不適當な財産が生じる場合や、分割後の物納申請財産以外の財産について、不整形地や単独利用困難地が生じることとなるような場合には、その財産を強いて分割せずに物納が認められます。

ご質問の場合も、超過物納が認められた場合、超過分については、過誤納金として金銭で還付されますが、この還付を受けた過誤納金は譲渡所得の課税の対象となります。

